

「需要に応じた米生産の推進に関する要領」の改正の概要

平成26年11月
穀物課水田農業対策室

1. 趣旨

農林水産業・地域の活力創造プランの方向性に即して着実に改革を進めていくためには、平成27年産以降の生産数量目標の設定等について工夫していく必要があることを踏まえ、生産数量目標の配分の設定等の手順を定めている標記要領（生産局長通知）について、所要の改正を行う。

2. 改正内容

(1) 国が都道府県別の生産数量目標を配分する際には、都道府県別の自主的取組参考値を付記するものとする。

【第2の2(1)】

(2) 自主的取組参考値の都道府県段階から市町村段階等への提供方法（自主的取組参考値の提供に際し、国から提供された自主的取組参考値の生産数量目標に対する割合をどのように反映させるか等）については、主食用米の販売戦略、主食用米以外への転換方針等を踏まえて、都道府県段階において自主的に決定されるものとする。

なお、都道府県段階等から提供される自主的取組参考値の面積換算値の合計値については、国から提供された自主的取組参考値の面積換算値を下回ることとなっても差し支えないものとする。

【第2の2(2)】

(3) 都道府県農業再生協議会等は、生産数量目標の配分の状況を国に報告する際に、自主的取組参考値の提供の状況を併せて報告するものとし、関係様式について所要の改正を行う。

【第4の2(3)、別紙7第3の1及び様式】

3. 施行期日

平成27年産米の都道府県別の生産数量目標等の通知日（平成26年11月28日）に施行する。

以上

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）新旧対照表
(下線部分は改正部分)

新		日
第1	(略)	第1
第2	主食用米の生産数量目標の設定	第2
1	(略)	1
2	地域別の生産数量目標（需要量に関する情報）及び <u>自主的取組参考値</u>	2 地域別の生産数量目標（需要量に関する情報）
	(1) 都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）及び <u>自主的取組参考値</u> 。 国から提供される都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）を含む。 以下同じ。）については、経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月21日農林水産省審議決定）及び平成18年11月に策定した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において決定されたルールに即しつつ、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が策定し、面積換算値と併せて都道府県知事に提供する。	(1) 都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報） 国から提供される都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）を含む。 以下同じ。）については、経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月21日農林水産省審議決定）及び平成18年11月に策定した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において決定されたルールに即しつつ、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が策定し、面積換算値と併せて都道府県知事に提供する。
	また、その際には、都道府県別の <u>自主的取組参考値</u> 及びその面積換算値（上記ルールに即しつつ生産局長が策定）を付記する。	（2）市町村・地域農業再生協議会・認定方針作成者別の生産数量目標
	（2）市町村・地域農業再生協議会・認定方針作成者別の生産数量目標及び <u>自主的取組参考値</u>	都道府県から市町村、市町村から地域農業再生協議会、地域農業再生協議会から認定方針作成者（食糧法第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した生産出荷団体等をいう。以下同じ。）への生産数量目標の情報提供に当たっても、面積換算値を提示する。
	都道府県から市町村、市町村から地域農業再生協議会、地域農業再生協議会から認定方針作成者（食糧法第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した生産出荷団体等をいう。以下同じ。）への生産数量目標の情報提供に当たっても、面積換算値を提示する。	<u>自主的取組参考値</u> 及びその面積換算値の都道府県段階から市町村段階等への提供方法（ <u>自主的取組参考値</u> の提供に際し、国から提供された <u>自主的取組参考値</u> の生産数量目標に対する割合をどのように反映させるか等）については、主食用米の販売戦略、主食用米以外への転換方針等を踏まえて、都道府県段階において <u>自主的</u> に決定されるものとする。
		なお、都道府県段階等から提供される <u>自主的取組参考値</u> の面積換算値を下回ること

となつても差し支えないものとする。

(3) 生産目標及び自主的取組参考値の面積換算値の設定方法

(略)

3～5 (略)

第3 (略)

第4 需要に応じた米生産の推進に向けた取組

(略)

1 (略)

2 生産目標の配分段階における取組

(1)、(2) (略)

(3) 地域農業再生協議会は、目標配分後、配分した数量及びその面積換算値を都道府県農業再生協議会経由で生産局長に報告する。

また、その際には、地域農業再生協議会及び都道府県農業再生協議会は、主的取組参考値及びその面積換算値の配分の状況を併せて報告するものとする。

3、4 (略)

第5、第6 (略)

(3) 生産目標の面積換算値の設定方法

(略)

3～5 (略)

第3 (略)

第4 需要に応じた米生産の推進に向けた取組

(略)

2 生産目標の配分段階における取組

(1)、(2) (略)

(3) 地域農業再生協議会は、目標配分後、配分した数量と面積を都道府県農業再生協議会経由で生産局長に報告する。

第5、第6 (略)

		新	旧
別紙 1～6	(略)	別紙 1～6	(略)
別紙 7	需要に応じた米生産の推進に向けた取組について	別紙 7	需要に応じた米生産の推進に向けた取組について
第 1、第 2 (略)	第 1、第 2 (略)	第 1、第 2 (略)	第 1、第 2 (略)

- 第 3 報告
- 1 主食用米の目標配分段階における報告
- (1) 地域農業再生協議会の代表者は、本要領第4の2の(3)に基づき、認定方針作成者及び農業者に対して提供した生産数量目標等を取りまとめ、別紙様式第7-2号により、3月31日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。
- (2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第7-2号により、4月15日までに、生産局長に報告する。
- 2 作付段階における報告
- (1) 地域農業再生協議会の代表者は、地域内の水稻作付面積を別紙様式第7-3号により取りまとめ、原則として、7月20日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。
- (2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、原則として、7月31日までに、別紙様式第7-4号により、生産局長に報告する。
- 3 収穫段階における報告
- (1) 地域農業再生協議会の代表者は、2の作付段階における報告(別紙様式第7-4号)について、経営安定対策要綱Ⅲの3(4)に定める経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書に照らして修正が必要となつた場合は、同様式を修正し、10月末日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。

(1) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者から報告を取りまとめ、別紙様式第7-5号により、11月10日までに、生産局長に報告する。

別紙8

主食用米の作付状況の把握方法について

主食用米の作付状況の把握に当たっての具体的な方法は、以下のとおりとする。
1 都道府県域の作付面積
都道府県域の主食用米の作付面積については、別紙様式第7-4号により都道府県農業再生協議会が把握する主食用作付面積（以下「協議会面積」という。）が、統計公表の主食用作付面積（以下「統計面積」という。）の一定の幅の範囲に収まる場合は協議会面積とする。協議会面積が統計面積の一一定の幅の範囲に収まらない場合は統計面積とする。
(注) 一定の幅については、都道府県域の出作調査の結果を踏まえ、全ての都道府県の出入り作面積が收まる3%を全国一律に設定する。

2 市町村域の作付面積
市町村域の作付面積については、別紙様式第7-5号により都道府県農業再生協議会が把握した市町村ごとの面積とする。
ただし、各都道府県農業再生協議会の判断により、統計面積を用いることも可とする。この場合、別紙様式第7-5号を再提出することとする。

(2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第7-4号により、11月10日までに、生産局長に報告する。

別紙8

主食用米の作付状況の把握方法について

主食用米の作付状況の把握に当たっての具体的な方法は、以下のとおりとする。
1 都道府県域の作付面積
都道府県域の主食用米の作付面積については、別紙様式第7-3号により都道府県農業再生協議会が把握する主食用作付面積（以下「協議会面積」という。）が、統計公表の主食用作付面積（以下「統計面積」という。）の一定の幅の範囲に収まる場合は協議会面積とする。協議会面積が統計面積の一一定の幅の範囲に収まらない場合は統計面積とする。
(注) 一定の幅については、都道府県域の出作調査の結果を踏まえ、全ての都道府県の出入り作面積が收まる3%を全国一律に設定する。

2 市町村域の作付面積
市町村域の作付面積については、別紙様式第7-4号により都道府県農業再生協議会が把握した市町村ごとの面積とする。
ただし、各都道府県農業再生協議会の判断により、統計面積を用いることとする。この場合、別紙様式第7-4号を再提出することとする。

新
來

紙樣式第7—1號

成年産における農地の利用計画を申請します。

地の利用計画入編

水稻牛產率計劃書

年產

申請年月日

新規開拓地・加工用生地・焼成地・入荷		出荷・販売実績の項目		販売実績の項目		出荷・販売実績の項目		出荷・販売実績の項目		出荷・販売実績の項目	
区分	生産予定期間	出荷・販売実績	出荷・販売実績	出荷・販売実績	出荷・販売実績	出荷・販売実績	出荷・販売実績	出荷・販売実績	出荷・販売実績	出荷・販売実績	出荷・販売実績
販	WCS規程	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可
所	米田地主	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可
特	特種地主	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可
資	資本面積 (m ²)	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可
火	(生産面積面積 (m ²))	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可
其	その他	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可
工	施工者②	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可
機	うち年上半期既施工者	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可
備	備考等	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可
合	合										

※(3)及び(4)については表面に記した生産の施設に関する基準にあづからず燃費等を記載すること

<地域資源開拓担当者記入欄>

次の箇所に記入して販売実績の交付料金算定表の送付状況

生産実績と目録(交付料金算定表)との送付状況		販売実績と目録(交付料金算定表)との送付状況	
生産実績	水田地主① 生産面積 耕種面積(m ²)	販賣実績	販賣実績
一般地	* 可	水田地主① 生産面積 耕種面積(m ²)	販賣実績 販賣面積 自留面積(m ²)
農業用	* 可	水田地主② 生産面積 耕種面積(m ²)	販賣実績 販賣面積 自留面積(m ²)

主要用材水田地主開拓地の直営生産交付料金算定地の分類

水田用の直営生産交付料金(水田用の直営生産交付料金のみ該当)		畠作用材(FCMの相場)		
種	大丘	二作	二作	
基	基幹作物	* 可	基幹作物	基幹作物
作	二作	* 可	二作	二作
WCS規程	* 可	* 可	* 可	* 可
基	基幹作物	* 可	基幹作物	基幹作物
作	二作	* 可	二作	二作

疊地交付料金算定

七作		ななじき		多耕用材品目		2基以上の 畠作用材		再生用材	
高	高耕作物	二作	基幹作物	二作	基幹作物	自留地用材	自留地用材	年	年
作	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可	* 可
付	水田地主	* 可	販賣面積	条件平均地主	交付料金単価	年	年	年	年

耕道整地助成

(凡人地主)

*※(3)及び(4)については概要に応じた生産の推進に関する要領に基づく契約数量等を記載すること

別紙様式第7-1号

水稻生産実施計画書

年産における農地の利用計画を申請します。

(注2)「作物名」欄には、主食用米穀類(一般米、胚乳米等)と、主食用水稲類(一粒米)の二種類がある。このうち、主食用米穀類は、主に「主食」としての位置づけであるが、主食用水稲類は、主に「副食」としての位置づけである。したがって、主食用米穀類は、主食としての位置づけであるが、主食用水稲類は、副食としての位置づけである。

米粉用具、調理用具、WCS用具、加工用具、野菜等の工作物のほか、不作付地がある場合ではじめ植付用具、木竹等の工作物等である。

(注3)「多吸性吸用品類」物語は米粉用糸、肥料用糸の作付において、多吸性吸用品類を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記する。

の別を以てする。但し、水田における生の肥料の施用は、肥料生産水田への生産物の配給の別を以てする。

都道府県農業再生協議会の代表者 殿
 地域センター長
 地域農業再生協議会の代表者 殿
 地方農政課所長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

農林水産省生産局長 殿
 都道府県農業再生協議会の代表者 殿
 地域センター長
 地方農政課所長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

需給調整の目標配分段階における報告について

需給に応じた米生産の推進に関する要領(平成26年4月1日付け)と生産第3578号農林水産省生産局長通知別紙7の第3の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

需給調整の目標配分段階における報告について(地域農業再生協議会用)

記

需要に応じた米生産の推進に関する要領(平成26年4月1日付け)と生産第3578号農林水産省生産局長通知別紙7の第3の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

需給調整の目標配分段階における報告について

1 生産数量目標の提供状況	
市町村から地域農業再生協議会への生産数量目標等	市町村から地域農業再生協議会への生産数量目標等
① kg	kg
m ²	m ²

2 保留数量及び面積		認定方針作成者数		認定方針作成者数		認定方針作成者数	
認定方針作成者名	生産数量目標	主たる農地面積	提出した農地面積	認定方針作成者名	生産数量目標	主たる農地面積	提出した農地面積
計(※2)		kg	m ²	計(※2)	kg	m ²	m ²

※1. 認定方針作成者が受け取前の、生産数量目標の実績を記入すること。
 2. 该市町村から提出を受けた数量を一覧せる上。

2 各段階における保留数量、面積及び理由(農林水産省生産局長報告のみ記載)
 保留数量 : kg 保留面積 : m²

2 保留数量、面積及び理由
 保留数量 : kg 保留面積 : m²

(注) 都道府県農業再生協議会は、地域農業再生協議会が設置されていない市町村分も含め記載すること。

〔新設〕

都道府県農業再生協議会の代表者

氏名
記

需給調整の目標配分段階における報告について(都道府県農業再生協議会用)

重要にばらした米生産の推進に関する要領(平成25年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙アの第3の1の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 生産数每目標の掲出状況

県から町村へへの生産数 県目標値	県から町村へへの自主的 県組参考値	市町村から地域農業振興 生産組合への生産数量 目標等	①	kg t ¹	kg t ¹	②	kg t ¹	kg t ¹	△

地域農業再生協議会が 指報提出した該当生産組合 成員別の生産数量目標 考査の社	地城農業再生協議会が 認定方針付に該当する業者 成員者が旨報 提出した該当生産組合 成員別の生産数量 目標の社	認定方針付に該当する業者 成員者が旨報 提出した生産数量目標 の計 業者数	③	kg t ¹	kg t ¹	△	kg t ¹	kg t ¹	△

保管数量及び面積 ④=①-(③+⑤)	配分農業者数 ⑤=⑥+⑦	kg t ¹	△

内訳

地域農業再生協議会名	生産数量目標 kg	自主的販賣量 kg	販出した割合 kg	販出した割合 kg
計				

注：都道府県農業再生協議会は、地域農業再生協議会が設置されていない市町村分も含め記載すること。

2. 各段階における保管登記、面積及び理由
△保管数量：
△理由：

別紙様式第7—5号

豐林水產省牛產局長

都道府県名

平成年度 需要に応じた米生産の各地域の取組状況

都道府県農業再生協議会の代表者
氏名

五

年 月 日

② ⑤ ⑥ ⑦は別添様式第7-4号と一致する。

注1:①、②、⑤、⑥、⑦は別紙請求項1と一致すること。

注2:④の面積は、都道府県協議会の判断により「地域協議会面積」、「統計面積」(いずれかの)而積にて統一し、()内に明記すること。

注3: 統計面積を使用する場合は、市町村毎の統計面積が公表された後、速やかに差し替えること。